

# バングラデシュ家族法(1)

## アーミール=ウル・イスラーム

(バングラデシュ弁護士会会長・弁護士)

訳 伊藤弘子 (愛知学院大学非常勤講師)

(日本学術振興会特別研究員 PRD)

監修 小川富之 (近畿大学法学部教授)

### 目次

- 一 序章
- 二 婚姻登録
- 三 持参金(ダウリ)(以上本号)
- 四 離婚および扶養
- 五 複婚
- 六 監護
- 七 財産に関する権利
- 八 再婚
- 九 養子縁組
- 十 幼児婚
- 十一 おわりに―近時の判例の動向

### 一 序章

「家族」は人類の歴史においても古い制度の一つであり、その発展および近代化は安定した社会を維持していく上で不可欠といえる。したがって、家族ならびに、家族およびその構成員である個々人の所有する財産に関する法は国家全体の発展のためにとくに重要である。同様に、両性の平等および信教の自由はより良い社会を構築するためにきわめて重要である。性別および宗教にもとづく差別的取扱いの撤廃は、社会におけるダイナミズムを創世するにあたって必須条件であり、国家発展計画とも緊密に結びついている。

(つづく)